

放射性物質分析・研究施設に関する 東京電力の統括管理について

2022年6月3日



東京電力ホールディングス株式会社

- 放射性物質分析・研究施設に係る東京電力の統括管理について実施計画Ⅲ章第3編に新たに項目を設けて下記の通り記載する

現状	記載（案）
<p>第3編（保安に係る補足説明） 記載なし</p>	<p>第3編（保安に係る補足説明） 5 放射性物質分析・研究施設に係る補足説明 5.1 放射性物質分析・研究施設における保安管理体制について 放射性物質分析・研究施設は、福島第一原子力発電所で発生する瓦礫等の分析対象物の性状を把握することにより処理・処分方策とその安全性に関する技術的見通しを得るために国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という）が運営し分析・試験を行う。一方、保安管理に関しては、『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』第64条の2に基づく特定原子力施設として東京電力の統括管理のもとJAEAが実施する。</p> <p>5.2 放射性物質分析・研究施設における保安管理について 放射性物質分析・研究施設の保安管理においては、東京電力が実施計画を遵守するために必要な要求事項をJAEAに示し、JAEAは要求事項を満足するための具体的な管理手順を定めて運用する。また、緊急時の役割分担及び連絡体制をあらかじめ明確にして緊急事態の拡大防止・収束に務める。 なお、東京電力はJAEAによる保安活動について管理・監督する。</p>